

議案第 86 号

羽生市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

羽生市保育所設置及び管理条例（昭和 53 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(休日) 第 6 条 保育所の休日は、次のとおりとする。 (1) ・ (2) (略) (3) <u>12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日</u> (4) (略)			(休日) 第 6 条 保育所の休日は、次のとおりとする。 (1) ・ (2) (略) (3) <u>1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 29 日から同月 31 日までの日</u> (4) (略)		
別表（第 1 条関係）			別表（第 1 条関係）		
保育所の名称	定員	位置	保育所の名称	定員	位置
羽生市第一保育所	(略)	(略)	羽生市第一保育所	(略)	(略)
羽生市第三保育所	(略)	(略)	羽生市第二保育所	60 人	羽生市大字下村君 2267 番地の 1
			羽生市第三保育所	(略)	(略)
			羽生市第四保育所	60 人	羽生市大字与兵衛新田 119 番地
			羽生市第六保育所	60 人	羽生市大字下新田 113 番地
			羽生市第七保育所	60 人	羽生市大字下

			七 保 育 所	岩 瀬 7 3 1 番 地 の 2
羽 生 市 い わ せ 保 育 所	6 5 人	羽 生 市 大 字 上 岩 瀬 1 7 9 7 番 地 1		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明